

欧洲経済共同体への海外領土包摂交渉における フランス—ベルギーポジションの「形成」* ——「欧洲共同市場と海外領土」に関するフランス—ベルギー実務者協議——

藤 田 憲

It is the purpose of this paper to examine that in the process of the negotiation for the establishment of the European Economic Community, the French government tried to strengthen its position by holding talks with Belgium, the other main colonial power. The examination in this paper is based on the September issue in 1956 of Monthly Bulletin of the Central Bank of Belgian Congo and Rwanda-Burundi, featuring on 'European Common Market and the Overseas Territories'. The Franco-Belgian officials talked about the investment from France and Belgium to develop their overseas territories. Those talks produced a broad agreement despite the great dissimilarities in their imperial positions and responsibilities. On the basis of the Franco-Belgian position in the negotiation of the inclusion of the overseas territories in the EEC, which was formed by Franco-Belgian administrative talks on 'European Common Market and the Overseas Territories', it was proposed that their overseas territories should participate in the EEC through the form of 'association' rather than 'integration'. To keep the traditional 'France-Afrique' solidarity, France tried to acquire the long-term assistance for the Zone Franc in compensation for the participation of metropolitan France in the Common Market.

はじめに

本稿では、ベネルクス3国を代表してオランダ外相により共同市場設立構想が発表された1955年5月から、欧洲経済共同体設立条約がローマで調印された1957年3月までの期間を、共同市場設立交渉期として議論を展開する¹⁾。

共同市場設立交渉期におけるフランスの海外領土政策に関する研究²⁾は、程度の差こそあれ、フランスが、海外領土と決別して「ヨーロッパ Europe」統合を推進しようとしたのか、あるいは、フランス本国と海外領土が形

成するフラン圏の経済的凝聚性を維持すべく、「フランス—アフリック France-Afrique」を選択したのか、という二者択一的問題関心のもとに行われてきた。しかしながら、「ヨーロッパ」と「フランス—アフリック」はそれほどまでに対立する政策的概念だったのだろうか。そもそも、これらの二つの概念は密接にして不可分だったのであり、それらを対立概念であるかのように議論してきたことこそ、研究史上の問題の発端であるとはいえないだろうか。また、「ユーラフリーク Eurafrique」という第3の概念はどのようにして形成され、政策として具体化されていったのだ

* この論文は、名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程の修了に際して、研究成果の一部をまとめたものである。(編集委員会)

ろうか。共同市場設立交渉期のフランスは、戦後のフランス海外領土政策の根幹をなすフラン圏開発政策体系としての「フランス—アフリカ」を実質的に堅持することを目的として、欧州経済共同体とフラン圏海外領土の「統合 intégration」政策体系としての「ユーラフリーク」を名目的に選択したのである。かかる問題関心に基づき、筆者は欧州経済共同体設立交渉での海外領土包摂に関するフランス—ベルギー実務者協議を重視するに至った。本稿は、官民の本国由来資金による開発「投資」に裏打ちされた、「貿易」面での「欧州共同市場における海外領土の位置」に関する情報共有過程に着目し、「投資と貿易の連関」を鍵概念として行なわれた、海外領土包摂交渉におけるフランス—ベルギーポジション「形成」過程を実証する。検証作業は、「欧州共同市場と海外領土」を特集した「ベルギー領コンゴおよびルワンダ—ブルンディ中央銀行調査月報 1956 年 9 月号」³⁾(以下、「月報」と省略する。)など、欧州連合歴史資料館所蔵資料に基づいて行なわれる。

1. 問題の所在

1956 年 4 月 21 日、欧州経済共同体と欧州原子力共同体の設立を提起した「スパーク報告」が、欧州石炭鉄鋼共同体加盟国外相に提示された。モレ (G. Mollet) 首相が「スパーク報告」への賛否を問われていた 5 月 17 日、ドフェール (G. Defferre) 海外フランス相はモレ首相宛て書簡のなかで、ユーラフリカ共同市場 (le Marché commun eurafricain) 設立に関する研究の開始を進言した。ピノ (C. Pineau) 外相には、欧州経済共同体と欧州原子力共同体の設立交渉におけるフランス代表

団長に就任することになるモーリス・フォール (M. Faure) 外務政務次官を介して、ドフェールのユーラフリカ共同市場設立構想、すなわちユーラフリカ「統合」構想の内容が伝えられた。5 月 24 日、ドフェール構想を確認したユーリ (P. Uri) 欧州石炭鉄鋼共同体経済局長が、「フランス連合と共同市場に関するノート」⁴⁾ と題する短い部外秘文書を作成する。5 月 28 日、モレ政権の閣僚間委員会 (le comité interministériel) で、本国と海外領土を一体のものとするフラン圏として共同市場に参加することを条件に、本国が共同市場設立に参加する方針が決定される。5 月 29, 30 日の両日、ヴェニスで共同市場と欧州原子力共同体の創設を謳う「スパーク報告」への賛否を確認することを目的とした欧州石炭鉄鋼共同体加盟 6 カ国外相会談が行なわれた。フランスは大方の予想に反して、共同市場設立に同意する。フランスの共同市場参加の条件が、共同市場への海外領土包摂であった。ヴェニス外相会談当日の 5 月 29 日付ル・モンド紙は、外相らの出発直前に閣僚間委員会が開催されたことを報じつつも、「共同市場に対する反対姿勢は維持される」との予測記事を大見出しで掲載している。ピノ外相が共同市場への海外領土包摂を訴えたのは、29 日午前の第 1 回会合の席上であった。翌 30 日の会合で、スパークベルギー外相は海外領土問題を議論するグループの設置を提案し、具体策が秋の外相会談までに示されることになった。フランスの海外領土問題はヨーロッパレヴェルに引き上げられたのである。本論文は、欧州経済共同体設立交渉の枠組みの中で行なわれたフランス—ベルギー協議の後半で焦点となつた、本国由来資金に基づく開発「投資」を前提とする欧州 6 カ国「貿易」に占める海外領

土の位置に関する議論を検証する。

ここで、本稿の研究史上の意義を確認する。筆者は、実務者レヴェルの欧州経済共同体設立交渉において明らかにされたフランスの主張を検証することが必要であると考え、拙稿（2001、本稿注2）を参照）で、ユーラフリカ秩序構築に向けたフランス海外領土政策の決定過程を検証し、海外領土の処遇をめぐる政府間交渉がフランス主導で行われたことを実証した。同論文では、1956年11月16日付け「共同市場への海外領土包摂に関するフランス代表団の宣言」⁵⁾（以下では、「宣言」と省略する。）、11月15日付け「ヨーロッパ共同市場への海外領土の参加に関するフランス-ベルギー報告」⁶⁾（以下では、「フランス-ベルギー報告」と省略する。）をもちいて、「フランス-ベルギー報告草稿」⁷⁾（以下では、「フランス-ベルギー報告草稿」と省略する。）の閣内承認により「確立」されたフランス-ベルギーポジション（la position franco-belge）が欧州経済共同体設立交渉にもたらした、仮想対立の構図を検証している。

拙稿（2001）は、海外領土政策上の理念として、フラン圏のヨーロッパ化を掲げていたこと、政策上の目的をフラン圏の経済的凝集性の維持と設定していたこと、を指摘した。フランス代表は、交渉の具体的な最終目標を、欧州経済共同体設立条約の対西欧6カ国規定に基づく、共同市場へのフラン圏海外領土「包摂」を通じたユーラフリカ共同市場設立=ユーラフリカ「統合」、次善目標を、共同市場に「参加」する海外領土の発展途上性を考慮して、共通对外関税障壁の構築を意図しないユーラフリカ自由貿易地域設立=ユーラフリカ「連合 association」と設定したのである。

しかしこの研究は、ユーラフリカ共同市場設立交渉すなわち欧州共同市場への海外領土包摂交渉における、フランス-ベルギーポジション「確立」後の共同市場設立交渉を検証対象としていた。そのため、フランス政府内部で提示されたユーラフリカ「統合」構想が、いかなる過程をへて、フランス-ベルギーポジションの「確立」を背景とするユーラフリカ「連合」案となって、欧州経済共同体設立交渉に仮想対立を生じさせたかを十分に実証しきれていない面があった。

この課題を克服すべく、拙稿（2004、本稿注2）を参照）は、フランスとベルギーの実務者会談の前半で行なわれた、1950年代中葉の海外領土開発「投資」に関する現状分析に着目した。官民の開発「投資」がもたらす「貿易」誘発効果を強調する「投資と貿易の連関」なる概念を浮き彫りにした情報交換には、フランス側から、ユーラフリカ共同市場設立を通じたユーラフリカ「統合」構想を提起するドフェール海外フランス相ら海外フランス省当局者が、ベルギー側から、ベルギー・スペーク外相およびベルギー植民地省当局者が、それぞれ参加した。ドフェールは、国内的に、モレ首相や外務省首脳部と連携し、「本国アルジェリア間財政関係研究」を根拠として、欧州経済共同体による援助を通じた海外領土の成長可能性を強調する一方、対外的に、ユーリ欧州石炭鉄鋼共同体経済局長と連携したスペーク外相らベルギー側政策担当者との協議を繰り返した。両国が行なった海外領土側国際収支表の分析は、ベルギーからの民間資本流入による相対的に良好なコンゴ植民地経営、およびフランス本国国庫からの海外領土開発を目的とする莫大な資金流入の実態を明示した。一連のフランス-ベルギー実務者会

談に基づいて、ドフェールとスパークは、欧洲経済共同体への海外領土「統合」交渉の指針を示す、「フランス—ベルギー報告草稿」作成を主導した。

拙稿(2004)が明らかにしたように、共同研究を通じてフランスとベルギーは、1956年秋以降に本格化する欧洲経済共同体への海外領土「統合」交渉において、「投資と貿易の連関」概念を提起し、本国由来資金による開発「投資」に基づいて形成された海外領土の市場や資源へのアクセスに対する代償として、対海外領土公共投資負担の全加盟国による分担を主張する上で不可欠な「投資」に関する理論的根拠を手にしたのである。

フランスとベルギーは、新たな局面を迎えた実務者会談において、「海外領土の貿易における 6 カ国の位置を考慮してきたが、ここでは対極的な問題の検証を行うことが重要である」との認識を共有するにいたった。二国間協議を通じて形成された共通認識は、「この間に与えられる回答は、両者間の貿易の増大にむけた可能性を提示する」というものであった。両国の実務担当者は、欧洲石炭鉄鋼共同体加盟 6 カ国の「貿易」における海外領土の位置を明らかにするため、輸出および輸入の二側面から検証を開始することで合意したのである。次節以降では、欧洲経済共同体への海外領土包摂=「統合」交渉におけるフランス—ベルギーポジションの形成に向けて、「投資と貿易の連関」を明確なものとすべく両国実務者によって行なわれた、「貿易」に関する情報の共有プロセスを実証する。

2. 欧州石炭鉄鋼共同体加盟 6 カ国による海外領土向け輸出

ベルギー側「月報」が明らかにするフランス—ベルギー間実務者協議において両国は、「ペネルクス諸国、フランス、イタリアおよびドイツ共和国の間で、欧洲共同市場の創設に向けて、現在進行中の交渉の枠組みにおいて、すでに大枠が描かれたアプローチの進展に伴って、関係する欧洲諸国に従属する海外領土を連合させることが問題となった」と言及し、「提起された問題に対するあらゆる偏見を排除し、問題の原則論に終始することなく、これらの領土と 6 カ国の貿易など関係する海外領土の貿易の現状を、純粹に資料に基づいて、理解することは興味深い」として共同研究の意義を強調した。そして、「統計的アプローチによって、多様な経済のより緊密な協働を提示しうる相互利益を明確にできるものと考える」との問題提起を行ない、「連合をめぐるオランダに従属する海外領土のケースについて、付隨的にしか検討をおこなわなかつた」こと、その理由について、「オランダに従属する領土が、地理的、経済的に、欧州市場から非常に遠い存在であり、このオランダ海外領土のケースは別に検討されるべきである」と指摘した。こうした動機に基づいて、共同市場への海外領土の参加にあたっては、ベルギーはオランダと完全に袂を分かち、フランスとの協調を選択した。フランスとベルギーの実務者は、「ベルギー領コンゴとルワンダ—ブルンディやフランス連合の状況に関する検証に集中することが適切である」との認識を共有したのである。「投資と貿易の連関」を重視し、欧洲共同市場への海外領土包摂に関する方向性を見出すべく行なわれたフラン

ス—ベルギー協議は、拙稿（2004）が明らかにしたように、海外領土側の「貿易」収支赤字が本国由来資金による開発「投資」により計上可能であった実態を浮き彫りにした。本国由来資金による海外領土開発「投資」の重要性に関する認識を共有した両国は、欧州石炭鉄鋼共同体と海外領土の間の「貿易の増大に向けた可能性を提示すること」を目的として、欧州共同体加盟6カ国の「貿易」における海外領土の位置を明らかにするため、6カ国による海外領土向け輸出および海外領土産生産物輸入に関する現状分析を開始することで合意したのである⁸⁾。

検証作業の前提として、担当者は「本国の貿易における本国に従属する海外領土が占める位置を確認することが重要である」との見解を共有した。そして、本節および次節で検証する「欧州共同市場における海外領土の位置」に関する議論の前提とすべく、二国間協議にもとづいて到達した「本国の貿易における海外領土の位置」に関する分析を総括した⁹⁾。フランスとベルギーが共有した両国海外領土に関する国際収支表からは、対照的な様相が看取された。「フランスにとって、自らの影響力のもとにある海外領土との貿易は、貿易全体で非常に重要な位置を占める」一方で、「ベルギーにとって、ベルギー領コンゴとルワンダ—ブルンディとの貿易は、わずかな比率を占めているに過ぎない」のであった。また、ベルギー本国の貿易に関して、「輸入に比して輸出ではさらに低い比率である」ことが確認された。両国担当者の言葉を引用するなら、「こうした二分類により明らかとなる統合の度合いには、明確な相違が存在する」のである。本国海外領土統合形態の相違に関連して両国は、第4節で後述する「本国と2つ

の海外領土グループの貿易関係だけでなく、他の外国との関係も規定する関税秩序の運用に関する検証」の実施でも合意した。

多様な分析作業を経て両国は、ベルギー本国政府とも関連の深い本国の民間資本が主導するベルギー領コンゴ開発「投資」やフランス本国国庫が創設する開発基金が主導するフランス領開発「投資」が、両宗主国以外の共同市場加盟国と両国海外領土間に存在する「貿易」をはじめとする既存の経済関係をより緊密化させる可能性に言及した。そして、かかる可能性を明確にすべく、「本国および欧州共同体加盟6カ国全般の貿易における海外領土の位置がいかなるものであるかを検証することが重要である」との考えで一致したのである。フランス—ベルギー協議は、以下で検証する「欧州共同市場における海外領土の位置」を検証する作業へと歩みを進めることとなった。「欧州共同市場における海外領土の位置」を検証すべく、両国実務者は、フランス海外領土、ベルギー領コンゴおよびルワンダ—ブルンディに関して、ベルギーフラン換算での統計上の再分類を表1のように行い、「これらの領土が現在1500億ベルギーフランの市場規模である」ことを確認したのである¹⁰⁾。

共有された国際収支表によると、1955年におけるベルギー領コンゴおよびルワンダ—ブルンディ、フランス連合海外領土の輸入総額は、1508億8400万ベルギーフランである。構成比を確認すると、ベルギー領コンゴとルワンダ—ブルンディによる輸入が12.6%、フランス連合海外領土による輸入が87.4%であった。両国実務者の言葉を引用するならば、海外領土が形成する1500億ベルギーフランという市場において、「欧州の多くの輸出国

表 1 1955年におけるフランス海外領土、ベルギー領コンゴおよびルワンダ＝ブルンディの輸入とその発送地（単位：100万ベルギーフラン）

目的地 発送地	フランス領	ベルギー領	合 計	当該輸入全体 に対する比率
フランス	82,689	717	83,406	55.3
フランス海外領土	8,671	110	8781	5.9
フランス連合全体	91,360	827	92,187	61.2
ドイツ	2,205	1,305	3,510	—
イタリア	1,355	464	1,819	1.2
オランダ	1,720	630	2,350	1.7
UEBL	1,098	6,889	7,987	6.3
ベルギー領コンゴ	189	—	189	0.1
6カ国合計	97,927	10,115	108,042	70.5
その他	34,005	8,837	42,842	29.5
合計	131,932	18,952	150,884	100.0

出所：CM3/NEGO252, Bulletin de la Banque centrale du Congo belge et du Ruanda-Urundi, septembre 1956, p. 320. (一部省略)

が、かかる状況に苦慮していた。すなわち、フランス本国は当該市場において主導的な地位を占め、両国海外領土の輸入に占めるフランス発送品の比率は 55.3%，その総額は、834 億 600 万ベルギーフランに昇っていたのである。両国海外領土の輸入に占めるベルギー・ルクセンブルク経済同盟 (UEBL) の比率は 6.3% であり、金額にして 79 億 8700 万ベルギーフランにすぎないが、他の欧州諸国の数値を大きく凌いでいた。

両国は「この表は、フランスが、海外領土とりわけフランス連合海外領土において、他のヨーロッパ諸国に対する主導的影響力を獲得してきたことを意味する」と強調し、「フランス連合によって構築された保護主義的政策の緩和が、フランスのパートナーとなる国家に対して非常に大きな市場拡大をもたらし得ることを示すものである」と結論付ける。一方で、両国は「同様の考え方が、ベルギー領

コンゴに関してあてはまるということはない」と言及し、その理由として、加盟国間無差別を原則とするコンゴ盆地条約に基づく「輸入秩序の中ではいかなる差別も存在していない」ことを指摘した。欧州共同体加盟 6 カ国の輸出市場としての海外領土に関する両国実務者間の結論は、「市場が非常に速いペースでは拡大しつつあり、ますます大きな利益をヨーロッパ諸国にもたらすとの見方を排除することはできない」、「数字 자체が控えめである 1500 億ベルギーフランという輸入総額は、輸入拡大の可能性が非常に大きい」、そしてかかる拡大可能性に「消費財や投資財の区別がない」、というものであった。

3. 欧州石炭鉄鋼共同体加盟 6 カ国による海外領土産生産物輸入

前述のように輸出市場としての海外領土を

欧州経済共同体への海外領土包摵交渉におけるフランス・ベルギー・ポジションの「形成」

検証した両国は、「次に、欧州共同体への食糧補給においてこれまで検討されてきた海外領土がいかなる比重を占めているかを検証することは重要である」として、欧州共同体加盟6カ国による海外領土生産物の輸入実績に関する分析に着手した¹¹⁾。

「こうした検証を通じて、ベルギーおよびフランスの海外領土からのヨーロッパ6カ国による輸入のさらなる拡大の可能性に関する結論を導き出すことができる」というのが、検証にあたった当局者の一一致した見解であった。両国は、海外領土が「一次産品を中心とした特定の産品をヨーロッパに供給しているに過ぎない」ことを理由に、「これまで、ヨーロッパ諸国の総輸入額に占める海外領土からの輸入を検証するという観点はほとんどなかつた」と指摘した。さらに、こうした検証が行なわれてこなかつた背景として、「このような分野の一次産品に関して、海外領土からの輸入を制限し、共同体諸国におけるこれらの財の輸入について、6カ国により管理された海外領土からの一次産品輸入と他の原産地からの一次産品輸入を区別することが、より大きな利益をもたらすものであるかのように考えられてきた」ことを指摘したのである。両国の担当者は、「このような研究が、共同体諸国における一次産品輸入に占める共同体加盟国海外領土の比率を明らかにし、これにより、逆説的に、欧州諸国による海外領土からの輸入において残された増大余地を示すことにもなる」との理解を共有するに至つた。

両国は欧州共同体6カ国的一次産品輸入において、フランスおよびベルギーの海外領土が占める比率がとりわけ注目されなければならないと強調した。総輸入額は2148億7500万ベルギーフラン、総輸入額から域内貿易を

引いた値は2005億6500万ベルギーフラン、海外領土からの輸入額は418億1000万ベルギーフラン、そして域内貿易を除いた総輸入額に占める海外領土からの輸入額の比率は20.8%であった。両国の共同作業は、「かかる数字は比較的低い値であり、大いなる貿易拡大の可能性をのこしている」ことを指摘するに至つたのである。共同作成された表2は、「一見すると、一次産品輸入の拡大余地は大きいものと思われる」これらの数値について、「6カ国による米輸入の70%が海外領土に由来する一方、カカオ輸入の41.6%、コーヒー輸入の27%の原産地も海外領土である」ことを明示している。そのうえで両国は、「状況は生産物ごとに非常に多様である」として、「植物由来の生産物における油脂用種子、植物性油脂および原木、鉱山資源における銅や鉛に関しても状況は比較的満足の行くものである一方、他の生産物に関して、6カ国との総輸入額に占める海外領土産の比率は非常に小さい」との認識を共有した。

以上のような分析に続けて、両国は「ベルギーやフランスの海外領土からの輸入を6カ国が増大させるとの結論を導き出すにあたり、輸入への障害、とりわけ、生産や輸出に際して障害が存在するかどうか、輸入国における需要や関税制度に障害が見出されるかどうかについて、製品ごとに分析しなければならない」と指摘し、上述の生産物について、「国別の輸入に占める位置を下表のように整理する」作業を行つた。表3によると、ドイツ、イタリアおよびオランダといった、「欧州の非宗主国は、これまでに検討された海外領土産一次産品の輸入に関する低い比率を占めるにすぎない」ことが鮮明となつた。

共同作成の表3によれば、欧州共同体加盟

表 2 1954年における欧州共同体加盟 6ヶ国の輸入（単位：100万ベルギーフラン）

品目	総輸入		海外領土からの輸入	
	金額	域内貿易を除く	金額	対総輸入比率(%)
米	1,935	1,330	930	70.0
トウモロコシ	7,585	7,515	415	5.5
コーヒー	29,410	29,290	7,900	27.0
カカオ	12,260	11,725	4,895	41.6
茶	1,190	1,175	5	
皮革	8,735	7,805	495	6.3
油脂用種子	19,765	19,590	5,895	30.1
生ゴム	10,125	10,040	455	4.5
原木	7,210	6,330	1,855	29.5
製材済み木材	15,440	14,860	170	1.1
綿花	41,875	41,125	2,650	6.4
シート	3,470	3,460	10	0.3
植物性油脂	13,140	11,780	4,750	40.4
植物由来産品小計	172,140	166,025	30,425	18.3
非鉄鉱物	12,875	12,090	3,590	29.8
銅	23,435	18,325	6,960	38.0
鉛	2,640	2,135	655	30.6
亜鉛	1,320	510		
スズ	2,465	1,480	180	12.2
鉱物由来産品小計	42,735	34,540	11,385	32.5
合計	214,875	200,565	41,810	20.8

出所：CM3/NEGO252, op. cit., p. 322.

6カ国の一 次産品輸入における海外領土発送分の比率に関しては、フランスによる輸入が42.3%, UEBLによる輸入が35.5%を占める一方、ドイツ、イタリアおよびオランダ向けは、それぞれ4.8%, 5.4%, 6.1%をしめていたにすぎなかったのである。

しかし両国は、このような数値に関する若干の注意点を指摘する。その指摘とは、「固有の海外領土から発送されフランスとベルギーにより行われた輸入の一部分が、運搬や相当程度の加工を経て他の欧州諸国むけ需要と置

き換わっていたことは間違いない」というものであった。そしてフランスとベルギーの当局者は、「再輸出の形跡は、表の『6カ国からの輸入』と題された項目のなかに見出される」のであり、「6カ国の海外領土産品の消費に関する各国の最終的部分を確認するため、海外領土から直接輸入される部分に加えて、共同市場加盟国に対して6カ国から輸入された海外領土産品を計上しなければならない」ことを強調したのである。すなわち、「再輸出」を考慮した、ドイツ、オランダおよびイタリア

欧州経済共同体への海外領土包摂交渉におけるフランス-ベルギーポジションの「形成」

表3 1954年における欧州6カ国的一次産品輸入（単位：100万ベルギーフラン）

目的地 発送地	UEBL	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	合計
植物由来産品						
6カ国	1,165	157	2,923	478	1,389	6,112
6カ国海外領土	2,331	22,140	3,098	983	1,875	30,427
ポンド圏	1,996	6,372	11,121	5,069	3,074	27,602
その他	11,050	23,152	38,774	16,763	18,262	108,001
計	16,512	51,821	55,916	23,293	24,600	172,142
鉱物由来産品						
6カ国	438	2,223	2,545	746	2,249	8,201
6カ国海外領土	7,016	3,678	216	456	25	11,391
ポンド圏	1,316	1,161	3,168	1,712	469	7,826
その他	1,008	2,223	7,300	1,437	3,841	15,809
計	9,778	9,285	13,229	4,351	6,584	45,227
植物・鉱物						
6カ国	1,603	2,381	5,468	1,224	3,638	14,314
6カ国海外領土	9,347	25,818	3,315	1,439	1,900	41,819
ポンド圏	3,282	7,533	14,290	6,782	3,543	35,430
その他	12,058	25,375	46,074	18,200	22,103	123,810
計	26,290	61,107	69,147	27,645	31,184	215,373

出所：CM3/NEGO252, op. cit., p. 322.

における実際の海外領土産品への依存度は、統計値よりも相当程度高いと推測されていた。それでもなお、自国外領土産品へのドイツ、オランダおよびイタリアの依存度が極めて低く、大いに上昇させる余地を残しているというのが、フランスとベルギーの一一致した見解であった。

4. 「統合」と「連合」

1956年5月28日の閣僚間委員会（le comité interministériel）において、フランス政府は共同市場へのフラン圏海外領土包摂を条件とするフランス本国の共同市場参加の方

針を決定した。そして、首相代理を長とする共同市場に関する省間委員会（la commission interministérielle）は、国内的には、海外フランス省主導の海外領土委員会の活動を支援する一方で、対外的には、ベルギー政府との有効な契約を締結しなければならない期限とされた「秋」に向けて、海外領土問題に関する二国間交渉が行われるべきであるとの決定を下した。海外領土委員会の委員長を務める一方で、欧州経済共同体設立交渉のフランス側代表団リストに名を連ねるムサ（P. Moussa）海外フランス省経済計画局長をはじめとする海外フランス省当局者と同交渉のベルギー側代表団に所属していたベルギー植

民地省当局者は、「欧洲共同市場と海外領土」と題する国際収支表を用いた現状分析を行った。

「月報」上で展開された分析は、ベルギーおよびフランスの海外領土側に計上される貿易収支赤字が、莫大な本国由来資金によって補填されている実態を浮き彫りにした。拙稿(2004)および本稿第 2, 3 節が詳述したように、両国当局者は、官民を問わない本国由来資金が、フランスとベルギー以外の共同市場加盟国と両国海外領土間に存在する経済関係の緊密化させる可能性に言及した。一連の協議は、欧洲共同体加盟国製品の輸出市場であり、重要な一次産品供給地である、フランスとベルギーの海外領土開発への非宗主国の協力の必要性を訴える、共同市場への海外領土の参加に関するフランス—ベルギー報告「草稿」に反映されることとなった。すなわち、アルジェリア経済成長シェーマや「月報」が明示する両宗主国との経済的負担は、欧洲経済共同体設立交渉における海外領土包摂を目的としたフランス—ベルギーポジション「形成」への動きを決定的なものとしたのである。

しかし両国担当者は、フランス—ベルギーポジションに基づく「多様な経済のより緊密な協働」が欧洲共同市場全体に利益をもたらしうると主張する際、定義されていなければならぬ「協働」を展開する「漸進性」、すなわち速度についての具体的議論を先送りせざるをえなかった。「漸進性」に関する議論を先送りした上で、共同研究は、「フランス—ベルギー報告草稿」で主張する「共同市場への海外領土の参加」の正当性を、「海外領土と欧洲共同体加盟国とのより自由な協働が、両者の間に存在する次のような二重の好条件に依存する」点に求め、「この協働は、関税秩序の中

に存在する差別の相互撤廃をつうじて、海外領土向け欧洲諸国の輸出だけでなく、海外領土の欧洲共同市場加盟国向け輸出を発展させることができる」と強調した。両国は、双方が提示した海外領土側の国際収支表の分析を終えるにあたり、「本国や他の国々との貿易に対して海外領土によって適用される税制、および海外領土との貿易に対してヨーロッパ諸国により適用される税制に関する資料を考慮することができれば、欧洲共同体加盟国と海外領土の通商関係に関するデータは不完全なものである」と指摘し、「高度に分析されてきた統計的状況の背後には、共同市場設立時に修正対象となる関税秩序が存在する」と結論付けた。以下、海外領土政策上の見解の不一致や海外領土市場開放の速度をめぐる対立を浮き彫りにすることになる、通商関税政策に関するフランスの保護主義的主張とベルギーの自由主義的主張を概観する¹²⁾。

ベルギー領コンゴおよびルワンダ—ブルンディの関税秩序は、正式名称を「1885 年 2 月 26 日のベルリン一般議定書ならびに 1890 年 7 月 20 日のブリュッセル一般議定書および宣言書の改正に関する条約」と称する「コンゴ盆地条約」を基礎としていた。同条約がベルギー領コンゴやルワンダ—ブルンディに適用される通商及び関税政策を支配するからである。条約は、第一次大戦後の 1919 年 9 月 10 日、サン・シェルマン・ア・レイにおいて署名された多国間条約で、アメリカ、ベルギー、イタリア、ポルトガル、イギリス、フランスおよび日本の 7 カ国が署名した。条約は、コンゴ盆地地域において、「原署名国の国民およびこの条約に加入する国際連盟加盟国の国民が享受すべき通商上の均等待遇と内水航行の自由および均等待遇」、「商品の輸出入の無差

別待遇および商品の通過の自由」などを規定している。ベルギーの植民地当局者は、「コンゴ盆地条約」とベルギー領コンゴにおける「国家内国家」的資本の存在を前提とする「無差別」秩序について、「これは存在しうる最も自由な秩序である」と断じている。ベルギー側は、ベルギー領における通商関税政策上の「無差別」が外国にもたらす恩恵を強調し、「ベルギーは、つねに、敬意を集めてきた」と自画自賛する。また、かかる自由貿易秩序がベルギー領にもたらす利益にも言及し、「外国とのあらゆる経常取引についてほぼ完全な競争下にその領土が開放されていること、世界的ネットワークにおける貿易の多国間主義の恩恵から利益を得ることは、ベルギー領コンゴにとっても非常に有効である」と強調した。

フランスは、フランスフラン圏海外領土の関税秩序に関して、「関税秩序規定の基礎は1954年10月14日付デクレである」と指摘し、「このデクレが、1928年4月13日法の規定を、戦後の情勢と多様な領土の発展に向けた要求に合わせて修正したものであり、本国関税領域内領土とは、フランス、コルシカ島、モナコ公国、アルジェリアである」と説明した。そのうえでフランス当局者は、無差別主義的通商関税秩序が支配するベルギー領における生産活動と比較し、「海外領土からの非常に多くの生産物が、国際競争の影響下にある生産物の生産を支援する価格保証システムから恩恵を受ける」ことを認めた。さらに、「欧州経済協力機構の枠組みに盛り込まれた自由化規定は、フラン圏海外領土に対して自動的に適用されることはない」と指摘し、「その自由化規定は、本国、アルジェリア、海外県、オセアニアのフランス領、サン・ピエール・エ・ミクロンのみに適用される」と強調した

のである。国際法上の制限が及ぶこの自由化規定には、国連信託統治領や「コンゴ盆地条約」適用地域に存在する海外領土など多くの適用除外対象が列挙されていた。一方、欧州経済協力機構の自由化規定の本国とアルジェリアなどの一部の海外領土に対する自動的適用は、別稿で検証する共同市場設立交渉期の最終盤において、名目的なユーラフリカ「統合」の実現を指向するフランスが、アルジェリアを含めた一部海外領土に対する欧州経済共同体設立条約本体の適用を主張する根拠となつたのである。

上述のような海外領土政策上の見解の相違が露呈されたにもかかわらず、「月報」は、「海外領土が概して人口と経済の拡大の状況にある」と指摘し、フランスとベルギーの植民地当局者間で共有された結論を提示する。それは「海外領土は植物や鉱物の非常に大きな生産や輸出の拡大を達成しうるのである。その一方で、海外領土では、生活必需品などの消費財や投資財の輸入増大も必要となるのである。ヨーロッパとアフリカは、このような拡大の中で相互利益を見出しうるものと考えられる」というものであった。フランス—ベルギー協議で、両国海外領土の貿易赤字が莫大な本国由来資金で補填されているとの認識が共有される一方、フラン圏域内に存在する経済格差、関税同盟の形成を国際法上禁じられているベルギー領コンゴやモロッコなどの存在を考慮して、ユーラフリカ共同市場設立構想を一時凍結させ、フランス海外領土政策上の次善目標であるユーラフリカ「連合」関係樹立を目指すことが合意された。共同市場と海外領土の「統合」をかけたドフェールのユーラフリカ共同市場設立構想は、共同市場と海外領土の「連合」という域外共通関税を

設定しないユーラフリカ自由貿易地域設立に向けて始動したのである。

5. フランス—ベルギーポジションの「形成」

欧州経済共同体と海外領土の「統合」に関するフランスとベルギーのハイレヴェル折衝は、フランス側からドフェール海外フランス相とチュニジア及びモロッコ担当外務政務次官、ベルギー側からスパーク外相と植民地相が参加して行われた。上述の実務者レヴェル協議の内容を確認した両国政府責任者は、1956年10月下旬にパリ近郊で開催予定の外相会議における議論の基礎を提示すべく、フランスとベルギーの両政府により共同提案される資料の作成プロジェクト立ち上げを決定した。この成果が、「欧州共同市場への海外領土の予想される参加に関するフランス—ベルギー報告草稿」である。この「草稿」は、関税引き下げや数量制限撤廃により共同市場加盟国と加盟国海外領土の間の貿易を漸進的に自由化すること、および共同市場加盟国海外領土の発展を目的とした公共投資基金を共同設置することを主内容としていた。公共投資と貿易の連関性を強調する両国は、共同市場加盟国海外領土における 10 億ドル規模の公共投資により、25 億ドル規模の海外領土市場が、さらに上昇するとの見解を示したのである。

こうしたフランス本国—海外領土関係を規定するフラン西内関税同盟をめぐる制度的変化は、ドフェール海外フランス相により、フランス本国と海外領土の関税同盟を基礎とする「統合」から欧州共同市場加盟国と海外領土の自由貿易協定を基礎とする「連合」へ

の変化であると説明された。欧州経済共同体への海外領土の「連合」は、ドフェールのユーラフリカ共同市場設立構想の次善目標であったユーラフリカ自由貿易地域の創設を意味していたのである。しかし、「連合」はフラン西における本国海外領土関係の延長線上に位置付けられる制度であった。換言すれば、新たな本国海外領土関係は、施行されたばかりの「ドフェール法」に基づく「フランス—アフリック」政策体系に本質的変化をもたらさず、フラン西海外領土への行政的自治権賦与という「フランス—アフリック」政策が、あくまでも名目的に、「ユーラフリック」を標榜したにすぎなかったのである。実際、ドフェールは、海外フランス省主導の海外領土委員会により共同市場への海外領土包摂が不可欠であるとの「結論」を導出された数日後の 1956 年 9 月 4 日、「海外領土抜きの本国を共同市場に統合させることは、短時間のうちに海外領土を分断することを意味する」と断じている。モレ首相が議長を務める閣僚間委員会でのこの発言は、両国海外領土の国際収支表を用いた経済情勢分析や海外領土開発における本国由来資金の重要性に関する実務者レヴェルの相互理解に、当然のごとく依拠していた。そして 9 月 27 日のフランス—ベルギー会談において、ドフェールはスパークなどベルギー側政策責任者との間に、相当程度の合意を形成することに成功する。その成果が、10 月に迫っていた 6 カ国外相会議における議論の基礎を提示するとともに、欧州経済共同体への海外領土包摂交渉におけるフランス—ベルギーポジションの「形成」を意味する、「フランス—ベルギー報告草稿」の起草であった。

1956 年 10 月はじめ、モレ首相を長とする閣僚間委員会は、共同市場への海外領土の参

欧州経済共同体への海外領土包摂交渉におけるフランス—ベルギー・ポジションの「形成」

加に関するフランス—ベルギー報告「草稿」に対する態度を明らかにすることを求められた。閣僚間委員会の審議を円滑にするため、首相代理を長とし関係閣僚代理からなる共同市場に関する省間委員会は、「フランス—ベルギー報告草稿」で明示された共同市場への海外領土包摂交渉におけるフランス—ベルギー・ポジションに関するフランスの所信を再確認することを目的として、「本国を除くフラン圏領土の欧州共同市場への参加に関するメモランダム（以下、「メモランダム」と省略する。）」¹³⁾を作成した。「メモランダム」は、A, B, C および D として、「フランスの立場に関する要点」を明示するものであった。「メモランダム」は、「A—本国は、他のフラン圏領土が分離させられるたままの状態で、共同市場に参加することはない」、「B—共同市場への海外領土の参加は、海外領土が本国に対して、現在、保証している特恵的販路の分割をもたらす一方で、フラン圏領土の発展のための努力の必要な増大を容易にする」、「C—本国を除くフラン圏領土の経済的発展途上状況により、共同市場の根本原則に対する適用除外特例の恩恵を受けることなく共同市場に参加することはできない」と指摘し、本国とフラン圏海外領土の一体性の維持に固執する姿勢を明確にする。そのうえで「メモランダム」は、「D—アルヘシラス条約がモロッコとの関税同盟関係樹立を禁じているように、国際的秩序はフラン圏の特定の領土に対して想定される共同市場への参加を禁じている」と指摘し、従来の関税同盟に代わる、共同市場への海外領土の参加を可能とする制度の導入を明確に提案するのである。

「メモランダム」とそれに添付された「草稿」の内容を説明するにあたり、ドフェール

海外フランス相は、「ベルギー側に対して、われわれが共同市場へのフランス海外領土の連合のために提起する条件の実現が、共同市場への本国自身の参入の前提であることを、また、当初満たされていたにもかかわらず、のちにこの条件の実現に向けた歩みが停止した場合には、市場から自ら撤退する断固たる決意を有していることを、明確に表明した」と宣言した。さらにドフェールは、委員会冒頭の挑発的な問題提起を結ぶにあたり、「海外領土を伴って共同市場への参入することはフランスにとって新たな利益であること、諸問題のあらゆる観点が明確にされていないために、後になって互いに非難しあうことがないよう、われわれが交渉相手に求めるあらゆる条件を明確にする必要性」を強調したのである。

一方で、「草稿」の起草にあたって、自らが最も固執したユーラフリカ「統合」路線よりも「連合」路線を前面に押し出したドフェールは、フランス—ベルギー間協議において、いかなる説明をおこなったのだろうか。ユーラフリカ「連合」関係の樹立で合意した二国間協議におけるドフェールが、とりわけ重要視していた問題が、投資プログラムと海外領土への進出権に関して、フランス側に付与されるべき自由裁量権をいかに確保するかというものであった。以下、閣僚間委員会で説明を求められたドフェールの発言をもとに整理する¹⁴⁾。

第一に、「投資プログラムに関する主権の問題」について、フランス以外の 5ヶ国が参加する欧州経済共同体による財政支出に対して、決定されたプログラム全体の中止をもとめることはできないものの、「プログラムに関する本国と一体化した主導権 (initiative inté-

grale)が各地方当局にあたえられること」を、ドフェールは強く主張した。1956年、国内的には、フランス圏の経済的凝集性の維持を目的として、行政的自治権の賦与を掲げた「ドフェール法」成立に、対外的には、ベルギーとの協調を通じた共同市場加盟国と海外領土の連携の維持に、奔走するドフェール海外フランス相の姿が看取できよう。

第二に、「われわれが望む商社や個人の進出権の問題」について、「フランス—ベルギー報告草稿」で示唆されている進出権とは対照的に、ベルギーが主張した共同市場加盟国国籍保有者に対する無差別かつ無制限の進出権賦与には反対であるとの意思を明確にした。ベルギー領コンゴおよびルワンダブルンディにおいてベルギー本国に課せられてきた国際法上の義務を起源とし、「結果的に達成される経済発展に完全に参加する権利」を共同市場加盟国に賦与することを謳うベルギー・テーゼの導入が、フランス—ベルギーポジション形成のベルギー側の絶対条件であった。ベルギー本国の独占的な影響力を基礎として構築されたベルギー領における自由貿易秩序とフランス圏における特恵秩序の異質性を強く認識していたドフェールは、フランス海外領土におけるフランス本国以外の共同市場加盟国国籍保有者の進出権が、民間投資に関連するものであるか、公共投資に関連するものであるかの区別なく、制限されることを求めたのである。

そして第三に、欧州経済共同体が実施する公共投資に関する入札に関して、ドフェールはより具体的な主張を展開し、「国際的慣例に従ってフランス政府に認められてきた発展途上海外領土開発プロジェクトにおける全般的自由」の容認を要求したのである。

おわりに

1956年10月9日、「投資と貿易の連関」を強調するフランス—ベルギー間共同研究の成果としての「フランス—ベルギー報告草稿」は、モレ内閣首脳による閣僚間委員会での議論をへて、承認された。2日後の10月11日、前述の「メモランダム」に添付され、「形成」されたフランス—ベルギーポジションを明示する「草稿」は、「共同市場への海外領土の参加に関するフランス—ベルギー報告」と題する正式文書となった。欧州経済共同体への海外領土「包摂」交渉、すなわち欧州経済共同体と海外領土の「統合」交渉におけるフランス—ベルギーポジションは「確立」したのである。この「フランス—ベルギー報告」は、モレ内閣の承認を経て「草稿」が格上げされたものであったが、政府間交渉では、「メモランダム」をもとに「将来の共同市場を視野に入れた海外領土との段階的な連合を目指すシステム」を提示した、11月16日付「共同市場への海外領土包摂に関するフランス代表団の宣言」により補完される。フランス代表団副団長マルジョランによる共同市場への海外領土包摂「宣言」では、ドフェールが断固拒否の姿勢を示していた、民間投資と進出条件に関する無差別的基礎の構築というベルギー・テーゼの受諾が鮮明にされた。ブリュッセルでの欧州経済共同体設立交渉において、フランスがフランス—ベルギーポジションに基づく議長国ベルギーとの連携を重視した結果であった。拙稿(2001)が指摘したとおり、ドフェール海外フランス相とベルギーのスペクタクル外相の連携に基づく「フランス—ベルギー報告」と「宣言」は、欧州経済共同体への海外領土の「連合」、すなわち欧州経済共同体へ

の海外領土の「参加」をめぐる政府間交渉のたたき台となったのである。

共同市場を基礎とする欧州経済共同体の設立条約は、1957年3月25日に、欧州石炭鉄鋼共同体加盟6カ国により調印されることとなった。欧州共同市場とフラン圏共同市場を「統合」するユーラフリカ共同市場の設立を通じたユーラフリカ「統合」を志向するドフェール構想は、大半のフランス領について、条約附属議定書に基づく、前段階としての対外共通関税を設定しない自由貿易地域創設を通じたユーラフリカ「連合」樹立として結実したのである。名目的に「ユーラフリーク」を掲げるユーラフリカ「連合」関係は、「確立」されたフランス—ベルギーポジションにより、はじめて成立しうる関係であった。さらに、フランスフランを基軸通貨とするフランス—アフリカ共同市場の中で、本国関税領域に属するため相対的に本国との一体性が強く、本国との経済格差の拡大阻止が緊急の課題であったアルジェリアなど一部のフランス領は、欧州経済共同体設立条約の商品の自由移動に関する規定などの適用範囲として、同条約第227条で明確に規定されることとなった。フランス—アフリカ共同市場と欧州共同市場の統合を通じた、ユーラフリカ共同市場の設立を最終目標とするドフェールのユーラフリカ「統合」構想は、いわば「欧洲—アルジェリア関税同盟」の形成という形で具現化されたのである。交渉の最終局面まで、欧州経済共同体との連合関係を構築する海外領土の範囲を明示しなかったフランスの戦略が奏功したと言えよう。名目的に「ユーラフリーク」を志向した共同市場設立交渉期のフランスは、戦後期におけるフラン圏海外領土開発政策体系としての「フランス—アフリカ」

を実質的に堅持する手段として、欧州経済共同体設立交渉を最大限に利用したのである。

本論文では、欧州経済共同体設立交渉におけるフランス—ベルギーポジションが誘発した仏独対立に際して、ユーリ欧州石炭鉄鋼共同体経済局長が行なった欧州石炭鉄鋼共同体設立条約第9条に基づく「超国家的」仲介活動を検証することができなかった。別稿で論じることとした。

注

- 1) 本稿が「フランス海外領土」と表現する場合、フランスフラン圏に属する本国以外の領域の俗称である「POM (les pays d'outre-mer)」をさすものとする。
- 2) 代表的研究として、Marseille, J., *Empire colonial et capitalisme français : Histoire d'un divorce*, Paris, 1984, およびMarseille, J., Introduciton, *Empire colonial ou Europe?*, dans Comité pour l'histoire économique et financière de la France, *Le commerce extérieur français de Mélaine à nos jours*, Paris, 1993, を挙げておく。マルセイユは、資料上の制約により、政策決定過程分析ではなく統計的分析をおこなう。マルセイユによれば、本国による公共投資や価格支持制度に基づく本国の高価格輸入が、戦後のフランス海外領土の経済発展を支えていた。1948年、国民経済に関する統計の飛躍的な伸びが見られ始めたとき、フランスの総輸出額の44.3%をフラン圏への輸出がしめていた。ヨーロッパ共同市場が効力を持ち始めた1958年、その数字は37.4%になっていた。そして、アルジェリア「喪失」から10年がすぎた1972年、このバーセンテージは9.1%まで下落していた。すなわちフランス本国と海外領土の「離婚」を強調するマルセイユは、フランスが1960年代を通じて「重荷」であった海外領土を切り捨て、本国単身でヨーロッパの一員となることを選択したと結論づけるのである。なお本稿では、

紙幅の関係から、具体的な研究史整理を行なうことができない。拙稿「フランス海外領土政策と欧洲經濟共同体設立交渉——ユーラフリカ秩序の構築をめぐって——」『アジア・アフリカ研究』第 41 卷第 4 号 2001 年第 4 号、通巻 362 号、2001 年、および、拙稿「歐州經濟共同体設立過程におけるユーラフリカ「統合」構想とフランス—ベルギー会談——本国海外領土間經濟関係に関する共同研究をめぐって——」『アジア・アフリカ研究』第 44 卷第 2 号 2004 年第 2 号、通巻 372 号、2004 年、を参照されたい。

- 3) CM3/NEGO252, Bulletin de la Banque centrale du Congo belge et du Ruanda-Urundi, septembre 1956.
- 4) PU47, Uri, P., Note sur l'Union française et le marché commun, le 24 mai 1956.
- 5) CEAB03-833-010, Déclaration de la Délégation Française relative à l'Inclusion des Territoires d'Outre-mer dans le Marché commun, le 16 novembre 1956, MAE 554 f/56 gs, MAE 554 f/56 gd.
- 6) CEAB03-833-002, Rapport Franco-Belge sur

- la participation des pays et territoires d'outre-mer au marché commun européen, le 15 novembre 1956, MAE 548 f/56 dvl, MAE 548 f/56 gh.
- 7) SGCICEE3113, Projet de Rapport franco-belge sur la participation éventuelle des pays et territoires d'outre-mer au Marché commun européen, 27/9/56.
 - 8) CM3/NEGO252, op. cit., p. 309.
 - 9) Ibid., p. 319.
 - 10) Ibid., pp. 319-321.
 - 11) Ibid., pp. 321-323.
 - 12) Ibid., pp. 323-326.
 - 13) SGCICEE3113, Mémorandum sur la participation au marché commun européen des territoires de la zone franc autres que la métropole, 9/10/56.
 - 14) SGCICEE3113, Compte rendu du comité interministériel tenu à l'Hôtel Matignon, le 9 octobre 1956 à 10h. 30, sous la présidence de M. Guy MOLLET, Président du Conseil, 11/10/56.
(名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程)